

第1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類		開口部の条件		無窓階判定 (省令第5条の2)			
				足場有り	足場なし		
					窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8ミリ以下 (厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	引き違い	○	○	○	△	
		F I X	○	○	○	×	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い	△	△	△	△	
		F I X	×	×	×	×	
	厚さ10ミリ以下	引き違い	△	×	×	×	
		F I X	×	×	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い	○	○	○	△	
		F I X	○	○	○	×	
合わせガラス	フロート板ガラス6.0ミリ以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0.76mm) 以下 + フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×	
		F I X	×	×	×	×	
	網入板ガラス6.8ミリ以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0.76mm) 以下 + フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×	
		F I X	×	×	×	×	
	フロート板ガラス5.0ミリ以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下 + フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×	
		F I X	×	×	×	×	
	網入板ガラス6.8ミリ以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下 + フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×	
		F I X	×	×	×	×	
	フロート板ガラス3.0ミリ以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下 + 型板ガラス4.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×	
		F I X	×	×	×	×	
	フロート板ガラス6.0ミリ以下 + EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜0.4mm以下 + PETフィルム0.13mm以下 + EVA中間膜0.4mm以下 + フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×	
		F I X	×	×	×	×	

合わせガラス	フロート板ガラス 6.0 ミリ以下 + E V A (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.8mm以下 +フロート板ガラス 6.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下 + E V A (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.4mm以下 + P E T フィルム 0.13mm以下 + E V A 中間膜 0.4mm以下 + フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下 + E V A (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.8mm以下 + フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層ガラス ペアガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したものを含む）は、厚さ 6.8 ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。					

〔備考〕

- 1 ガラスの厚さの単位は、J I Sにおいて用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基政令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するもの
- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「P E T」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
 - (1) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (3) 低放射ガラス（通称L o w - E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 8 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
 - (1) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (2) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。
- 10 合わせガラスに用いるE V A（エチレン酢酸ビニル共重合体）中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

〔凡例〕

- : 省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね1/2の面積で算定する。）を省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- × : 省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。